

# 《 建物賃貸借契約 解約届 》

貸主 様／有限会社 青柳不動産 行

解約届出日 年 月 日

借受物件名

部屋番号

号室

借主

印

携帯電話

【実退去日】 平成 年 月 日

【立会時間】 午前・午後 時 分頃

【解約日】 平成 年 月 日 (記載の日付で清算処理)

※解約日前1ヶ月に満たない場合は、契約書第14条に記載の通り不足日数分賃料相当額の違約金が発生します。(以前の契約書では第6条3項に記載)

※解約日・実退去日の記載が無い又は弊社営業日時外については受理出来ません。

※届出時に立会時間が未定の場合、契約書第19条2項記載の通り退去日の7日前までご連絡下さい。立会時間の連絡は電話でOKです。(第14条2項記載の場合も有)

※退去立会時には残存物がなく公共料金の支払いを済めた上、立会いになります。

※敷金の清算はおおむね40日以内となっております。ご理解下さい。

※お住まいの物件により、退去清算は貸主が行い貸主が自ら指定口座へ直接振込み返金します。この場合、敷金清算についてのお問い合わせは貸主となります。

<退去後の清算書送付先>

〒

住所

<敷金清算後、ご返金の為に銀行口座(振込み先)を記入下さい。>

銀行名

支店名

口座番号 普通

名義人(カタカナ)

※振込み手数料は差引きさせていただきます。ご了承下さい。

ゆうちょ銀行の場合、  
3桁の支店名・7桁  
の口座番号のみOK  
記号及び8桁口座  
番号は不可。

## 《借主自身で必ず行う必要があるその他の手続きについて》

電気：	電力会社に事前に電話をし、清算手続きをして下さい。
水道：	東根市水道課に事前に連絡をとり、水道課指定の清算手続きをして下さい。 追焚付風呂の場合：浴槽内追焚口上端から5cmほど水を張った状態にして下さい。
ガス：	アパート指定のガス業者に事前に連絡をとり、業者指定の清算手続きをして下さい。
電話：	固定電話設置されている方は、局番無116へ連絡し移動手続きをして下さい。
NET：	光ファイバーの撤去工事がある場合は入居者が立ち会い作業を終えておくこと。 退去後の撤去工事がある場合は有償対応になります。ご注意下さい。
郵便：	忘れずに郵便局窓口にて転送手続きをして下さい。退去後の郵便物は破棄されます。 佐川・クロネコヤマト等のメール便で届く物も転送手続きを忘れずに！
自動引落：	金融機関口座から自動引落(自動送金)の手続きを行った方、ご自身で停止手続きをして下さい。ご自身以外は停止する事が出来ません。
保険：	指定の連絡先に電話、または専用の解約届書類に記入し解約手続きをして下さい。
安心：	安心ホート加入で口座振替された方は0120-056-024にて解約手続きをして下さい。